

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第2348号)

令和3年3月24日

横情審答申第2348号
令和3年3月24日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和元年7月18日健生支第944号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「生活保護課における「住居」の支援はどこまでできるのかを記載した
文書（イ）自営業者の住宅支援（ロ）生産財（機械、資料）を持たない請
求人の場合（住宅に限定）」の非開示決定に対する審査請求についての諮
問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「生活保護課における「住居」の支援はどこまでできるのかを記載した文書（イ）自営業者の住宅支援（ロ）生産財（機械、資料）を持たない請求人の場合（住宅に限定）」を保有していないとして、非開示とした決定は妥当ではなく、該当する行政文書を特定の上、改めて開示、非開示の決定をすべきである。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「生活保護課における「住居」の支援はどこまでできるのかを記載した文書（イ）自営業者の住宅支援（ロ）生産財（機械、資料）を持たない請求人の場合（住宅に限定）」（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成31年4月8日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 「(イ)自営業者の住宅支援」については、実施機関において住宅あつせん、提供、契約代行や資金貸付等の「住居の支援」は行っていないため、文書は取得又は作成していない。
- (2) また「(ロ)生産財（機械、資料）を持たない請求人の場合（住宅に限定）」については(イ)があることを前提としているため、(イ)が存在しないことから、(ロ)についても文書の取得又は作成はしていない。
- (3) なお、開示請求書に記載されている「(ロ)生産財（機械、資料）を持たない請求人の場合（住宅に限定）」について、審査請求書には「生産資本を持っている」と記載されているが、いずれの場合においても、本件処分に影響はない。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 実施機関は、本件処分を取り消し、生活保護における住宅の支援である賃料及び管理費・修繕積立金の金額の範囲（制限範囲）の文書を審査請求人に対し公開すべきである。
- (2) 実施機関は、本件処分を取り消し、住民登録された請求人が自営業であり、生産財、売れる生産資本を持っている現在の住宅の管理費及び修繕積立金の金額の範囲を規定した行政文書を審査請求人に対し公開すべきである。
- (3) 審査請求人は、過去に実施機関職員から建物の電気代、アパートの賃料等の支援もできると告知された。それゆえ、実施機関が本件審査請求文書を規定した文書を一切保有していないとの主張はあり得ないものである。アパートに転居したり現在のマンションの管理費及び長期修繕積立金の支援額等の保護を規定した文書がないというのは、あり得ない主張である。
- (4) 実施機関は「住居の支援は行っていないため」と主張するが、その「住居の支援」とはどのような支援を含んでいるのか具体的論拠を示していない。
- (5) 自営業者も一般サラリーマンと同じ対象であらねばならないのであるから、両者を区別しないで、同等の扱いで「住居の支援」の範囲を示した情報を公開すべきであったにもかかわらず、これをしなかった点に重大な誤りがある。
- (6) 「生産財を持った者」と「生産財を持たない者」を分ける必要も、その理由もないのであるから、自営業者の「住宅支援」が一般のサラリーマンの「住宅支援」や生活困窮者の「住宅支援」に含まれた扱いを受ける権利が侵害されている。

5 審査会の判断

- (1) 健康福祉局生活福祉部生活支援課の所掌事務について

健康福祉局生活福祉部生活支援課（以下「生活支援課」という。）の所掌事務は、横浜市事務分掌規則（昭和27年10月横浜市規則第68号）によれば、生活保護等に係る事務の企画、運営、指導その他生活保護法（昭和25年法律第144号）の施行に関すること、寿地区対策に関すること、生活困窮者の支援に係る事務の企画、調整その他生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）の施行に関すること（他の局の主管に属するものを除く。）等とされている。

- (2) 本件審査請求文書について

ア 本件審査請求文書は、「生活保護課における「住居」の支援は、どこまでできるのかを記載した文書（イ）自営業者の住宅支援（ロ）生産財（機械、資料）を持たない請求人の場合（住宅に限定）」である。

イ 横浜市には、生活保護課という名称の課は存在せず、生活支援課が生活保護等に係る事務を所管しているため、審査請求人は本件開示請求において生活支援課の保有する文書を求めているものと解される。

ウ 弁明書の記載から、実施機関は、審査請求人が求めている住居の支援とは、住宅あっせん、提供、契約代行や資金貸付等のことを示していると判断し、生活支援課では当該事務は行っていないため、本件審査請求文書は、取得又は作成しておらず、保有していないとして非開示としたものと考えられる。

(3) 本件審査請求文書の特定について

ア 実施機関は、本件審査請求文書を上記(2)ウのとおり解釈し特定しているが、本件審査請求書の記載内容を見ると、審査請求人は、住宅あっせん、提供、契約代行や資金貸付等に係る事務のみではなく、生活保護制度の住宅扶助のように住宅費等を給付する事務に係る文書についても開示を求めているものと解される。

この点について当審査会で令和2年12月23日に実施機関から事情聴取を行ったほか不明な点について別途実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があった。

(ア) 生活支援課で主に取り扱っている事務は、生活保護制度と生活困窮者自立支援制度であり、どちらの制度も業務内容は「給付」と「支援」の二つに大別される。

生活保護制度における「給付」としては、生活扶助や住宅扶助などを支給する業務があり、「支援」としては、担当ケースワーカーが定期的な家庭訪問等により生活の様子や健康状態等を聞き、生活保護受給者の家族状況や希望に沿った支援の方針を立てて、就労、教育、健康等の支援をしていく業務がある。

生活困窮者自立支援制度における「給付」としては、住居確保給付金という住宅費を支給する業務があり、「支援」としては、ハローワークとの一体的な就職支援、家計の立て直しのアドバイスなど支援員が寄り添いながら自立に向けた支援を行っていく業務がある。

上記のとおり、どちらの制度においても、「支援」に係る業務は行っているが、その中には、住居の「支援」に係る業務は含まれていない。

(イ) 本件開示請求書の記載内容から、審査請求人が求めている文書は、住居の「支援」に係る文書であると判断し、住居の「支援」に係る業務は行っていないため当該文書を保有していないとして非開示とした。住居費等の「給付」に

係る文書は、本件開示請求の対象と考えていない。

(ウ) 今までの経験上、「給付」に係る文書を求めているのであれば、「どのような場合に引っ越し費用が出るか」、「家賃がいくらまで支給されるか」といった金銭的な内容の表現が記載されることが多いが、本件開示請求書の記載からはそのような内容は読み取れなかったため、「給付」に係る文書を求めているとは考えなかった。

(エ) なお、審査請求人は審査請求書等において、自営業者か否かで支援内容が異なることはおかしい旨の主張をしていると解されるが、住宅扶助の支給額は、本人の収入や資産の状況により決定するものであり、自営業者であるか否かは支援内容に影響しない。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

(ア) 上記(3)ア(ア)の「給付」と「支援」の区別は、実施機関の内部では通用するものかもしれないが、一般的には、生活保護所管課における住居の「支援」といえば、住宅扶助や住居確保給付金など実施機関のいうところの「給付」に係る業務も含まれると考えるのが自然であり、審査請求人も本件開示請求書において「給付」と「支援」を区別し、「支援」に係る業務の文書のみを求めているとは考えにくい。

よって、本件開示請求の「住居」の支援における支援には、実施機関のいうところの「給付」に係る業務と「支援」に係る業務のどちらも含まれるものと解すべきである。

(イ) また、審査請求人は、「・・・住居」の支援は、どこまでできるのかを示した文書・・・」を求めているが、この「どこまでできるのかを示した文書」とは、要件及び内容を示した文書と解するのが相当である。

(ウ) したがって、実施機関は、住居の支援（「給付」を含む。以下同じ。）の要件及び内容を示した文書を本件審査請求文書として特定すべきである。

(エ) 以上を踏まえ生活支援課の所掌事務をみると、住宅扶助は、生活保護法第14条に基づき、困窮のために最低限度の生活を維持することのできない者に対して、家賃、間代、地代、補修費等住宅維持費を給付する制度であり、また、住居確保給付金は、生活困窮者自立支援法第6条に基づき、離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者を対象として住宅費を支給する制度であるため、住宅扶助及び住居確

保給付金の支給要件及び支給内容を示した文書は本件審査請求文書として特定すべきである。

さらに、生活支援課では、寿地区対策として、横浜市自立生活安定化事業を実施している。当該事業では、横浜市の18区の福祉保健センターが保護する被保護者で、横浜市の簡易宿泊所を利用しており、民間賃貸住宅等への転居に同意する者に対し、賃貸物件の情報収集・照会、内見同行、賃貸借契約時の同行支援、仲介業者等との連絡調整等の転居支援を行っており、当該事業は、そもそも実施機関のいうところの住居の「支援」に係る業務に該当するものと考えられるため、横浜市自立生活安定化事業の支援の要件及び内容を示した文書は当然に本件審査請求文書として特定すべきである。

(オ) 以上のことから、実施機関は、少なくとも住宅扶助、住居確保給付金及び横浜市自立生活安定化事業を含む、住居の支援に該当する事務に係る支援の要件及び内容を示した文書を特定すべきである。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を保有していないとして、非開示とした決定は妥当ではなく、該当する行政文書を特定の上、改めて開示、非開示の決定をすべきである。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 西川佳代

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和元年7月18日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和元年8月15日	・実施機関から反論書の写しを受理
令和元年8月22日 (第250回第三部会) 令和元年8月23日 (第364回第二部会) 令和元年8月27日 (第330回第一部会)	・諮問の報告
令和2年9月23日 (第384回第二部会)	・審議
令和2年10月14日 (第385回第二部会)	・審議
令和2年10月28日 (第386回第二部会)	・審議
令和2年11月10日 (第387回第二部会)	・審議
令和2年11月25日 (第388回第二部会)	・審議
令和2年12月9日 (第389回第二部会)	・審議
令和2年12月23日 (第390回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
令和3年1月27日 (第391回第二部会)	・審議
令和3年2月10日 (第392回第二部会)	・審議
令和3年2月24日 (第393回第二部会)	・審議